

第七十七回国
参議院
商工委員会
會議録
第五号

昭和五十一年五月十八日(火曜日)
午前十時二十五分開会

委員の異動

五月十三日

補欠選任

辞任

力君

五月十四日

辞任

補欠選任

向井 長年君

恒男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柳田桃太郎君

熊谷太三郎君

楠 正俊君

竹田 現昭君

加藤 進君

委員

小笠 公昭君

剣木 亨弘君

斎藤榮三郎君

菅野 儀作君

林田悠紀夫君

矢野 登君

吉武 恵市君

阿具根 登君

鈴木 力君

対馬 孝且君

森下 昭司君

桑名 義治君

藤井 恒男君

国務大臣

通商産業大臣

河本 敏夫君

政府委員

通商産業政務次官

黒住 忠行君

資源エネルギー庁長官

増田 実君

資源エネルギー庁公益事業部長

大永 勇作君

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

説明員

大蔵省銀行局特別金融課長

岡崎 洋君

本日の会議に付した案件
○一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

○委員長(柳田桃太郎君) 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

一般電気事業におきましては、需要の増加に対応する発電所の建設、送電線網の整備や公害防止

投資などに要する設備資金が急増するものと見込まれており、今後十年間で総額四十八兆円に達するものと予測されております。また一般ガス事業につきましても、液化天然ガスの導入に関連する設備及び年々増加する需要に対応するための設備資金が急速に増大し、今後十年間で四兆七千億円に上るものと見込まれております。

これらの設備資金の調達面を見ますと、減価償却費等の内部資金は、石油危機後設備資金調達に占める比率が低下し、企業の努力を前提にしても、今後これを大幅に引き上げることが困難な状況にあります。また、増資、借入金、財政資金も、市場における制約、財政事情などから調達可能な資金量の伸びには限度があり、社債には法定発行限度枠の制約が存在しております。したがって、現状のまま推移すれば、電力、ガスとも設備資金不足のため所要の設備投資が非常にむづかしくなり、その安定供給に支障が生ずることが憂慮されるのであります。

今回の特例法案は、一般電気事業及び一般ガス事業につきましても、このような設備資金調達上の隘路を解決し、所要の設備投資を可能ならしめるため、長期、安定的な資金源である社債の法定発行限度枠を拡大しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

一般電気事業会社の社債発行限度枠は、現在、電気事業法により資本金の額に準備金の額を加えたものまたは純資産額のいずれか少ない方の二倍に制限されております。また一般ガス事業会社は、商法の適用を受けまして、同じく一倍に制限されております。この限度枠をそれぞれ現行の二倍に拡大することが、第一点であります。

第二に、この法律による特例枠を使って社債を発行しようとする会社は、毎年度、その必要性等について通商産業大臣の確認を受けなければなら

ないこととしております。

なお、一般電気事業及び一般ガス事業における設備資金需要は、初めに申し上げましたように、ここ十年間急速に増大いたしますので、この法律は、六十年年度末までの十年間の限時法とするともに、限時法としたことに伴いまして所要の経過措置を設けております。

この法律の適用を受けます会社の中には、五十年年度上期にも社債発行限度枠に不足を来すものがありますことを考えますと、この法律案は、電力及びガスの中・長期的な設備投資の確保に資するものであるとともに、五十年年度における電力及びガスの設備投資、ひいてはわが国経済の景気対策にも関連を有するものであると考えております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。増田資源エネルギー庁長官。

○政府委員(増田実君) 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

わが国の電力需要は六十年年度に八千五百五十億キロワット時に達するものと見込まれ、これを賄うための設備としては、需要構造の変化等による所要設備規模の増大もあって、六十年年度末には、四十八年度末の二・三倍に相当する一億九千二百二十万キロワットの規模が必要とされることとなります。この設備を建設するための資金の面を見ますと、電源構成の変化、公害防止・安全投資の増大、立地の遠隔化に伴う送電部門の投資の増大などの増加要因も加わって、六十年年度末には総額四十八兆円が必要となると見込まれております。

同じく都市ガスについて見ますと、六十年年度において二百億立方メートルに達する需要に対応する製造・輸送能力を確保するために、液化天然ガス導入に関連する受け入れ基地の建設及び輸送幹線網の整備に要する資金並びに年々増加する需要に見合った導管網等の整備に必要な資金が増大し、六十年年度までに四兆七千億円に上るものと見込まれております。

これらの設備資金を賄うための資金調達の可能性については、社債以外の資金源からの調達に努力を払っても、電気の場合、六十年年度までの合計で内部資金が十七兆円程度、増資が二兆五千億円、借入金、財政資金は十四兆円程度にとどまり、どうしても社債に十四兆円程度を依存せざるを得ないと思込まれております。ガスにつきましても、同様の状況から社債に六千億円以上を依存する必要があります。

しかしながら、現在社債については、一般電気事業については電気事業法により資本金の額に準備金の額を加えたものまたは純資産額のいずれか少ない方の二倍、一般ガス事業については商法により同じく一倍という限度枠が設けられております。この法律案では、電力、ガスの安定供給を図るため、その所要設備投資を確保することを目的として、この限度枠をそれぞれ現行の二倍に引き上げることとしております。

次に、この法律案の要旨を補足して御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案の趣旨を定める規定において、この法律案が電気及びガスの安定供給の確保の重要性にかんがみ、今後当分の間の設備資金需要の増加に対処するため、社債発行限度の特例を定めるものであることをうたっております。

第二に、本法律案の中心をなす規定として、一般電気事業会社または一般ガス事業会社が、それぞれ電気事業法または商法の限度枠を超えて、現行枠の二倍まで社債を募集できる旨を定めております。

第三に、通商産業大臣の行う確認制度に関する

規定を設け、この法律の規定により社債を募集しようとする会社は、毎年度その募集総額が、電気の場合はガスの安定供給の確保のために必要な限度を超えるものでないこと、及びその会社の財産の状況及び償還能力に照らして過大でないことの二点について確認を受けなければならないこととしております。

次に、本法律案の附則においては、この法律が、電力、ガスの資金需要見通しを踏まえた十年間の限度法であることを規定するとともに、十年経過時に、この法律に基づく発行により電気事業法、商法の本来の枠を超えることとなった社債の額については、これをさらに十年間は社債の総額に算入しない旨の経過措置を設けております。

なお、電気につきましては、五十一年度から九社合計で一兆円の社債発行が、また、ガスについても同じく六百八十億円の社債発行が必要とされておりますが、仮に現状のまま推移いたしますならば、五十一年度上期にも社債発行限度枠に不足を来す会社が出てまいる情勢にあります。

以上、この法律案につきましても提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

なにとぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田現照君 いま提案の説明がございましたように、この法律は、この十年間に四十七兆六千億の設備投資をするために資金の調達が困難になる、したがって、社債の枠をふやすことによつてその活路を求めよう、という趣旨の法律であります。それに関連してちょっと先にまずお伺いしておきますが、電気事業審議会の「電気事業の資金問題に関する意見書」の前書きの末尾に、「財政資金の拡充を含めた多角的な資金調達等可能な対策を多角的に準備し、すべての分野であらゆる努力を行う」という姿勢が肝要である」と、そういうふうにつながっておりますが、この「財政資金

の拡充」という面でどういう措置をとられようとするのか、この点がどうもはっきりしておりませんが、その点まず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 財政資金につきましては、現在開発銀行から年間約一千億程度の融資をいたしておりますが、その主たる内容としていたしましては、一つは原子力発電関係でございます。従来は原子力発電機器の国産部分につきまして融資をしておたつたわけでございますが、国産機器の中でもボーラーとかその他につきましては除外しておりましたけれども、今年度からはそういうものを対象にするということになりまして、若干対象範囲が拡大をいたしております。

それからもう一つの大きな柱は、公害防止施設でございます。火力発電所におきます高煙突あるいはLNG火力等々に対しまして公害防止施設としての融資を行つておるわけでございますけれども、今後ともこういうものの必要性にかんがみまして融資枠の拡大、あるいは融資条件の緩和等につきましても努力をいたしてまいりたい、こういうことでございます。

○竹田現照君 大蔵省にまず最初にお伺いしておきますが、いま電力、ガスへの融資の額が、資料をけさもいりましたけれども、融資残ですね、いまだれぐらいあるんですか。融資額として出されておりますが、いま融資残、電力とガス、別々に。

○説明員(岡崎洋君) 先生の方に御提出いたしました数字はフローの融資額でございます。たまたま残高につきましては、手控えをいたしまして、電力だけ手持ちで持っておりまして、後刻ガスにあえずそれだけお話しいたしましたので、とりつきましては、わかりました御連絡するということにさせていただきます。四十九年度末で残高が四千八百八十九億円ということでございます。

○竹田現照君 そうすると、約五千億、これにいま大永さんお答えになった今年度の一千億増というのは、これに上積みする財政措置だということ

に理解してよろしいですか。

○政府委員(大永勇作君) 返済分もございしますが、そういうことでございます。

○竹田現照君 それじゃ、これに関連しては後ほどまたお伺いします。

まあ相当景気回復その他の関連もございまして、過大な設備投資によって景気を回復させる、経済成長の機動力とさせたいというところでこの財政の問題を含めて社債の増発、こういうようなことが内部資金の問題等も含めまして現にいま問題となっておりますが、これから十年を見通して、資金不足というような点から電気料金的大幅な値上げというものが、いまエネ調でいろいろとやられておるのは、まあ二年というところで算定をはじめているようですが、そういうようなものが今後何回か行われることが予想されますけれども、その点についてはどんなものですか。

○政府委員(増田実君) 今後の電力の需要というものも年率で六・三%、昭和四十九年度を起点といたしまして、昭和六十年年度まで六・三%ふえる、こういう想定をいたしております。これが今後の設備投資の所要資金の算定基礎になっておるわけでございますが、この需要の伸びが高過ぎるんじゃないかという御意見もいろいろございまして、従来電力の需要の伸びというものは、大体昭和四十八年のいわゆる石油危機以前は一二ないし一三%という伸びであったわけでございます。今後の十年間、いわゆる経済の安定成長時代ということでございますし、また、電力の消費につきましては、省エネルギーということで相当な節約あるいは使用の合理化を行うということを勘案いたすわけでございますが、しかし、それらがありまして、今後の需要の伸びは年率大体六・三%、従来の約半分というものは、これはどうしても需要が伸びざるを得ないし、それに対する供給というものを確保しなければならぬ、こういうことで非常に多額になります。四十七兆六千億という十年間の設備投資というものはこれによって算定されておるわけでございます。

ただいま先生からお尋ねのごさいますした電力料金との関係でございますが、電力料金につきましては、これは原価主義ということで、必要な原価というものを総括原価で計算いたしまして、それを電気料金に割り振るわけでございます。この原価の中で設備投資というものが非常に大きくて、それによるのはね返り電力料金が今後値上げせざるを得ないんじゃないかという点が問題点だと思ひますが、私どもといたしましては、できるだけ電力料金というものは上げない、できるだけ上げないという基本的姿勢でございますが、ただ、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、電力料金は原価というものを算定いたしまして、原価に見合う電力料金をはくわけでございます。また、これは原価を外して電力料金というものが決まりますと、安定供給というものができなくなるという点がございまして、そういう意味でこれらの設備投資のはね返りによりまして、料金の押し上げという問題がございまして、できるだけ電力会社に対して合理化あるいは技術の向上というものに努めまして、料金の引き上げというものを最小限度にとどめるように行つていくという方針でございます。

○竹田現照君 長官は、いまそのようにお答えになりましたが、電力業界は五十一年度、政府の景気対策の要請を受けて約八千億円の設備投資の繰り上げ仮発注というところを行つたことになっておりますが、これは景気対策上どうしてもそういうことが必要なのか。電力業界にそういう仮発注までさせて設備投資をさせることによって、いまの答えと関連をいたしますが、そのコストが消費者の負担となつて、ごく短時間の間に、繰り上げですから、はね返るといふようなことが考えられないのかどうか、この点ひとつ。

○國務大臣(河本敏夫君) 景気対策に関連しての御質問でございますが、私から要点を申し上げたいと思ひますが、先ほど来御説明をいたしました十年間四十八兆円という電気事業に対する投資は、前半の五十年が約十六兆円でございます。後

半の五十年が約三十二兆円、こういう割り振りになつておりまして、前半一年に平均いたしますと三兆二千億、こういう平均になつております。昭和五十一年度の工事ベースは約二兆四千億でございますが、いま御指摘のございましたように、後年度の分から約八千億円の仮発注をいたすことに決定をいたしております。

【委員長退席、理事補正後君着席】

仮発注は受注の内示をするということでございまして、資金がそちらの方へ流れるということよりも、仕事の量をあらかじめ、どこそこにはこれだけの仕事がいりますよ、そういうつもりをしていただくという趣旨でございまして、発注する方は金は出さなくとも、内示を受ける方はそれによつて大体その仕事の見当がつかますので、仕事の準備にもかかれます。将来の生産計画も立つ、こういうことで景気対策上非常にプラスになる、こういうことでございまして、でありますから、この仮発注そのものが料金上影響が出てくるということとはございませぬ。

○竹田現照君 長官、そういうようなことで、消費者の負担にはね返つてこないかということも、次の質問と関連してでも一絡でお答えいただきたいと思ひます。

五十一年度の設備計画、投資計画によると、九電力だけで工事ベースで約二兆二千億ですね、二兆一千三百九十三億。これはもう五十年の実績見込みに比べても四五・二%の増です。今年度の電力投資の際立った特徴が、いま私が質問しました五十二年度の設備投資の繰り上げによる八千億の仮発注、これが特徴ですが、政府の経済見通しの民間設備投資が二兆二兆二千五百億円ということになると、この九電力だけで仮発注の分を含めても約一〇%弱を占めておる。これは六〇年代の高成長長期でもこういう膨大な投資というものはなかったように思ひますが、これはちょっと私の調べが間違ひであれば訂正してもらいたいのですが、四十五年度以降の前年比の伸びというのは、四十六年度が二八%の最高、四十七年度が

八%、四十八年度が二%、四十九年度が九%、五十年が三・八%、そういうことになる。対前年比四五%増というのは、これは大変なもんですけれども、この景気回復のてことして電力事業にこうまで大きな伸びを期待をしなければならぬのかどうか、これはちょっと冒険過ぎるのじゃないかというふうな気がします。ですからそういう点も含めて、伸びが余りにも大きいだけに、一般消費者へのはね返り等というものがやっぱり私は懸念されるのです。この点あわせてお伺ひしたい。

○政府委員(増田実君) 九電力の設備投資の毎年度の推移につきましては、ただいま竹田先生がご挙げてになりましたとおりでございます。ただ、五十年度三・八%とおっしゃられましたのは、これは五・八%でございます。あとは私どもの方の数字と合つております。

そこで、いまお尋ねのございました五十一年度について四五・二%という数字が、非常にここが際立つて大きい。それで、ここで大幅な設備投資というものをやり、それが最終的には料金の負担になるんではないかということでございますが、いま先生のお挙げになりました対前年度伸び率が、四十六年度先ほど先生がおっしゃいました二八%、それから次が一七、一五と、こういうことになっておりますが、四十九年、五十年は需要の減というものが現実でありますし、また、いろんな資金事情の問題がありまして一〇%以下になっていく。この二年間が非常に設備投資が低いということによりまして、五十一年度に設備投資のおくれを若干取り戻さざるを得ない。それで、これらの設備投資が非常に過大かどうかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、需要の伸びを大体従来の半分というところを見まして、それにどうしても必要ない設備投資ということではじまされたのが、先ほど先生からもお挙げになりました二兆一千四百億円の数字でございます。この完成時期その他、これは従来の比へましては各種の設備のいわゆる懐

妊期間、つまり当初の設備投資、建設工事をしましてから実際の発電に至るまでの期間が相当にかかるとなつております。そういうことから伸び率として上がつておりますが、これを四十九年、五十年、五十一年年ならしめて考えればそれほど大きな差になつておりませぬ。

それから、先ほど大臣から御答弁申し上げました繰り返しになりますが、これに加えてさらに八千億円の仮発注、仮需給というものをやることになつておりますが、先ほど大臣からも申し上げましたように、資金的にはこれは支出にははね返りませんで、ただ、発注を受けます会社が、従来電力会社はぎりぎりのときまで発注しないという点があるために、そういうことで手順その他を整えさせるためにできるだけ早く発注予約をする、これによりましてさらに下請その他も今後の生産の見通しができるといふことで、景気対策の一環といたしまして仮発注、仮予約を電力会社によらずに金に響く内容ではございませんで、これは直ちに料金を響かしたように、むしろ手順を整えさせ、また、先々の下請業者その他にも明るい見通しを与え、こういうことで電力会社に対して指示をした次第でございます。

○竹田現照君 ずっとこれからの成長率を六%と、これも世界で一番大きいんですね、その見込みとしては、それにしてもいまの不況下でこういう膨大な設備投資を、過剰設備を発生させるというところは、これから何年か先に供給過剰という供給予備率、こういうものができて、それが電力会社の資本費の急増となるという心配はないのか。それから、当面の景気対策ということで、何となくも電気事業は国民生活の中核ですから、国民経済の中核ですから、そういう中核であるべき電気産業の設備投資を行わせるということとは、当面はそれでもいいのかもしれないけれども、将来に禍根を残す結果にならないのか、この点二つを。

○政府委員(増田実君) 先ほど御答弁申し上げ

ましたように、今後の需要想定というものを電力につきましては年率六・三％というふうで、これを基礎にしまして今後の設備投資計画を立てておるわけでございまして、さらに今後の設備につきましては、いわゆる負荷率の低下、その他の点を考慮いたさなければなりませんので、実際の設備の伸びといたしましては、能力の伸びといたしましては七％弱というものを見込んでおるわけでございまして、これらの設備につきましては、いわゆる予備率というものを計算して出しておりますが、六十年におきましては九・八％という数字を出しております。この予備率につきましては大体一〇％内外というものがどうしても必要だという計算が出ておりますので、九・八％という予備率はむしろ過大なものでなくて適正なもの、こういうふうで考えておるわけでござい

ます。それから、設備につきましては、これは画面あるわけでございまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、設備投資が過大であるということ、これはこれは料金にもはね返りますし、またむだな投資になるということになります。しかし、今度は逆にその設備投資が過小ということになりますと、電力はほかの品物と違ひまして貯蔵もできません。また、足りないからといって外国から緊急輸入するという性格のものではないでございます。また、電力の供給が不足したときには、これはいろいろな問題が起こるわけでござい

す。そういうことから言ひまして、やはり予備率といたしましては一〇％前後確保し、また今後の需要に對しましてはそれに見合う設備投資をしなければならぬ、これが私どもの方が設備投資としてどうしても十年間に四十七兆六千億というものが必要であり、これによって電力の安定供給の確保をしなければならぬということを申し上げておる次第でございまして、先ほどの御質問にありました設備投資が非常に過大であるということ、これは私も考慮しております。もちろん、今後の需要の動き方によって微調整というものは行われると思いますが、現在考えられます限りでは、電力というものを確保しなければならぬ、この設備投資をどうしても達成しなければならぬ、ないということ、社債につきましても特例の取り扱いをお願いしている次第でござい

○竹田現照君　そこで、昭和四十六年度末までに、この意見書によつても一億九千二百二十万キロワットの発電設備を持つということになるわけですが、これは現在の発電設備が——これと間違つていたら訂正してください——九千二百五十万キロワット、それから現在建設中が三千九百八十三万キロワット、そうすると、差し引き約六千六百万キロワットが今後新たに電調審の認可を受けて新規着工する分、そういうことになりまして、それは間違ひございせんか。五十一年度の新規着工予定分は千二百四十七万キロワットだと聞いています、これも合わせますと約六千六百万キロワットですね。これは間違ひございせんか。

○政府委員(増田実君)　ただいまの数字で間違ひございせん。

○竹田現照君　これをいままで電調審の認可から営業運転開始まで事実問題として約七年間かかっていると言ひますが、その計算でまいりまして、いま私がお尋ねした約六千六百万キロワットの新たな電調審の認可というものは、少なくとも五千三年度中に受けなければならぬ、六十年代末のこの目標を達成するにすればですね。そういう

ことになりまして、いままでのペースから考えて、そういうスピード建設というものは事実問題として可能ですか。

○政府委員(増田実君)　今後電調審に約六千六百万キロワットの新しい発電所の承認を受けなければならぬ、ないということでございますが、これにつきましまして、ただいま先生からおっしゃられましたこの電調審にかけまして、それから完成まで七年要しますが、これは原子力発電は六年ないし七年かかりますが、火力につきましましては、実績から言ひますと三、四年でできるわけでござい

○竹田現照君　いや、いまお答えになった原子力発電の関係もありますからまず先にお尋ねしたいんですが、この意見書によりまして、一億九千二百二十万キロワットの見込みのうち、石油火力が三二・六％、LNG火力が一四・一％、原子力発電が二五・六％ということになって、い

○政府委員(増田実君)　ただいま先生からお話ございましたように、昭和六十年におきます総電力の設備能力といたしましては一億九千二百二十万キロワット、その中で原子力が四千九百万キロワット、ということでございますので、電源構成といたしましては原子力を約二五・六％というふうで考えています。この原子力の四千九百万キロワットの達成につきまして問題があるのではないかと

いうことでございます。これにつきましては、私どもも四千九百万キロワットを達成いたしますためには、今後官民挙げての相当な努力が要すると思ひます。またこの原子力発電所につきましまして、これが日本のエネルギー確保のためにどうしても必要であるということを国民一般の方々がやはり理解され協力されなければ、四千九百万キロワットの達成は非常に困難だということは、私はそのとおりだと思つております。

現在、原子力発電所は十二基、六百六十万キロワットが動いております。それからすでに電調審で通りました分を加えますと、現在稼働中のもの及び建設に取りかかっているもの、また、建設に直ちに取らかり得るもの、その他を合計いたしますと二千九百万キロワットでございまして、これは電調審が済んでおる、あるいは現在もうすでに稼働しておるという分でございます。そうなりますと、その差額の二千八百万キロワットというものがつきまして、先ほど先生から御指摘になりましたように非常に長期の期間がかかるということ、これを今後できるだけ早く電調審の議を遂まして建設にかななければならぬ、こういうこととでございます。そのためには、やはり原子力発電につきましましては安全性の確保あるいは環境の保全というものについて十分各種の措置をする、そして先ほど申し上げましたように、国民一般がこの原子力発電の重要性について理解を示し、また、御協力を得るという態勢にいたさなければ、実現はむずかしい点がある、ということは御指摘のとおりでございます。

○竹田現照君　いまお答えがございましたように、営業運転中、建設中、それから建設準備中合計約二千九百万キロワット。そうすると、六十年代末の四千九百万キロワットの目標から見ると二千九百万キロ、これを電調審の認可を受けて建設にかならなくてはならないという勘定になります。しかし、この電調審認可済みの原子力発電所が、すでに認可されたやつが順調に建設されても五十七年度末で二千二十八万キロにしか達しな

い、こういう見通しだと、こういうことも言われている、五十七年度末です。それで五十一年度から五十三年度の着工期待分を加算しても、六十年末というのには二千五百から三千万キロワットにしか達しないと見るのが私は妥当なような気がいたしますが、としますと、私のあれが間違っていたら別ですが、三千万キロとして九百万キロワット足りなくなるわけですね、見込みから見ると、これはどういふことですか、私の言っていることが間違っていますか。いま長官がご答へになった四千九百万、百歩譲ったとしても、これかなりのベースで、かなりの協力、それからかなりの安全性から信頼性というものをのびしっとしないことには、そういうことが全部なされた上で、しかも、地域住民その他の全面的な協力、バックアップがあつて四千九百万キロというものが可能ならぬんです。それに一抹も二抹もの不安がいまあり、各地でいろいろなことが起きている現状から見ますと、私の主張の方が妥当なような気がいたします。むしろエネ調の計画の方が少し多過ぎる、少しどころじゃない、大変膨大なものだ、そう思うんですけども、これは見解の相違では片づけられないと思うんですが、いかがなもので

○政府委員(増田実君) 四千九百万キロワットを昭和六十年に達成するためには非常にむづかしい問題があり、また、非常にその達成が困難であるという先生の御意見につきましては、私も非常に困難があるというところは率直に認める次第でございます。ただ、今後の電力の構成あるいは日本のエネルギー構成を考えていきますと、この四千九百万キロワットというものをぜひとも到達をいたしたいというふうな考えをお持ちです。このために今後私どもとしていろいろなすべきこともまだ残されておると思ひます。この四千九百万キロワットを到達するためには、これから二、三年というものが一つの勝負だというふうな思ひつております。そのために原子力発電につきましても行政の問題、これは現在内閣に原子力行政懇談会と

いうものが開かれておりまして、すでに昨年十二月に中間報告も出ておりますが、安全規制についての組織、つまり原子力委員会の改組というものの意見が出ております。これによりまして安全規制についてのダブルチェックシステムというものをいまして、安全性についての信頼というものを得るための行政機構の改革というものを考えております。

また、私どもの方としての計画として、もうすでに着手中でございますが、原子力発電所の安全性につきましても、これはいろいろなパンフレットとかその他の手段で、一般国民の方々にわかりやすく安全性につきましてもPRというものをいまして、安全確保が、しかし、口ではなくて実際に証明をするということが必要だということで、現在、原子力発電所につきましてもいろいろな安全性についての心配というものがございまして、たとえば地震が起つたときに原子炉というものは果たして安全なの、また、どれくらい地震が起つたときにどれだけの影響を受けるかというものをむしろ実証的に実験によって証明をする、それによって信頼性を確保するというところで、原子力工学試験センターというものを昨年度発足いたさせまして、これに相当膨大な資金を割り当てていまして、実証試験、ただいま例で申し上げました地震試験につきましても大体二百億円ぐらいの資金をかけたとして、そして実証していくというものを現在計画しております。もうすでに着手いたしております。それ以外に、たとえば蒸気発生管の問題あるいはバルブの問題、その他につきましてもこれも実証試験によりまして、たとえばバルブにひびが入ったときどういふ影響が出るかということとを全部実証試験によって証明する、こういうことを行つております。

それからまた、それ以外の問題といたしましてよく言われております、いわゆる核燃料サイクルというものが日本では確立してないんではないかということが言われております。核燃料サイクルにつきましても日本国内だけで達成することは困難でございますから、もちろん外国との連携によつてやるわけでございますが、一番現在問題になっておりますのは、使用済み燃料棒の再処理というものが日本国内で全部できないんじゃないかという問題がございまして、確かに現在、使用済み燃料棒の再処理につきましても第一工場というものが、これは二百十トンの能力でございまして、発電量にいたしますと七百万キロワットあるいは八百万キロワットという、現在の稼働中のものはこれは処理し切れませんが、毎年ふえていきま

すのは処理し切れないという問題がございまして、ただ、これにつきましても、これは英国の原子力公社との契約によりまして、今後昭和六十年近頃までの分につきましても契約ができております。また、不足分につきましても現在その交渉をいたしております。それからさらに、日本国内におきまして第二工場の建設計画というものを進めております。

以上、いろいろの点を申し上げましたが、今後解決しなければならぬ問題点が相当残されておるといふことは先生の御指摘のとおりでございます。また、この四千九百万キロワットというものは相当努力と相当な施策というものを前提にして初めて達成される、こういうふうな思ひつております。そういう意味で今後二、三年の勝負というところで私どももあらゆる努力を重ね四千九百万キロワットの達成をし、これによりまして日本のエネルギー構成というものの改善に努めていきたいというふうな考えでございます。

○竹田現理君 長官の話はそれなりに構想としてはお聞きしますが、先ほどちょっとお答へになりました、昨年春から秋にかけての原子力発電所の営業運転可能のものは八基、三百八十九万キロと私はそう思つておりますが、それは間違いないかたまたま、八基と聞きましたが、八基、三百八十九万キロワットというふうな理解しておりますけれども、しかし、そのうち年間通して稼働しておりますのは原研の東海一、中国電力の島根、関西電力の高浜一だけですね。それから福島一、

美浜一は四十九年度からそれぞれ二六・一%、七・四%と大変低い稼働率になっております。五十年に入ってから敦賀一、福島二、美浜二を加えて合計五つがストップしておりますが、そうなるまいりますと、原子力発電所の利用率は五〇%になってしまったという勘定になります。しかし、この原子力発電のコスト計算でいきますと、設備利用率は七〇%程度で計算をされてい

るといふことを聞いております。そうしますと、この五〇%という利用率が現実問題にないといふれば採算はとれない勘定になります、これはどんなものでしょう。アメリカなんかこの原子力発電の設備利用率が五〇%前後だといふようなことも言われておりますが、この点は、この五〇%というものは現実問題として私はまあそうだと思うのですが、コスト計算上からいけるともう大分採算割れになっているのじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(増田実君) ただいま竹田先生からおっしゃられましたように、昨年の原子力発電所の稼働率は非常に低いわけでございます。そういう意味で、原子力発電所については私どもは七〇%稼働というものを前提にしてコスト計算をしよう、いろいろしておるわけでございますが、その七〇%稼働のまあ半分以下というふうな事象が昨年出ております。

ただ、これにつきましては、これ各炉について御説明は省略いたしますが、それぞれのいろいろな問題がいろいろ重なりまして、五十年の四月から五十年の十二月に生じまして、そのためにこの原子力発電所十年間の歴史で最悪の稼働状況になっておるわけでございます。その中の一部は、これはアメリカで問題があったということ、同型の炉をすべてとめたということもございまして、五十一年度の稼働率は六一・六%に戻っております。それで、この中でいわゆる定期検査の炉が、関西電力の高浜一、また中国電力の島根原子力がこれはちょうど定期検査の時期に入っております。

とつ大臣の御所見を伺いたい。

それからいま長官も、国内資源の活用その他に触れてお話がございましたが、両角電発総裁がこの五月の初めに、石炭を流動化して石油との混合発電を検討中であるというようなことも新聞紙上では明らかになっております。政府においても石炭の液化、ガス化なり無公害の石炭火力の発電などというふうなものについて鋭意検討すべきではないかと思うのですが、この点について一生懸命やっているけれどもなかなかうまくいかないという御答弁でなくて、ひとつ明確な政府の方針というものをお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 原子力発電の場合に、やはり一つの大きな問題は、いまお示しがございましたように、建設期間が普通の発電所に比べますと、二、三年あるいはそれ以上長期間かかる、こういうこともございまして、設備投資が普通の発電所に比べて相当高くつくわけでございします。ただし、現在のところ燃料費は非常に安くついております。将来、先進工業国に限らず、OPEC諸国等発展途上国等におきましても、原子力発電の建設が非常に勢いで計画されておりますし、先進工業国における原子力発電の計画につきましてもは長官が申し述べたとおりでございまして、今後飛躍的にふえる、こういうことを考えますと、ウラン等の確保、まあ現在の比較的安いんですけれども、将来はこれが暴騰する、こういうことも当然考えられます。十年間は一応わが国も見通しがついておりますけれども、それ以降については、まだ十分なる見通しがついていない。こういうことを考えますと、やはりこのウラン、濃縮ウランをどうして確保するかということがこれからの大きな課題かと思ひます。

それから同時に、先ほど来いろいろ御指摘がございました安全性の問題、環境保全、それから核燃料サイクルの問題、こういう幾つかの問題がございしますが、わが国のエネルギー事情を考慮いたしますと、現在計画いたしております原子力発電の全エネルギーおきましても一〇%弱である。こ

ういうことを考慮いたしますと、困難はありますけれども何とかこれを実現したい、こういう考え方でございします。

それから、石炭の問題でございしますが、電源開発公社で発表しておりました新しい石炭の使い方でございしますが、これは調べてみましたですけれども、一つのアイデアでございまして、まだ現にこういうことができるということではないようであります。後でまた説明をさせていただきますけれども、そういうアイデアを持ってある、こういうことのもうであります。

石炭につきましては、ガス化それから液化ということ等につきましては、いわゆるサンシャイン計画におきましても相当な資金をかけて研究をしておりますが、何分にも成果が上がるまでに相当な時間がかかるんじゃないか。しかも各国でこの研究を進めておりますが、これが実用化されまして場合に非常に高いものにつくんじゃないか、こういうことが言われておるわけであります。アメリカのメジャーあたりもずいぶん研究しておるようでありまして、相当高くつく。でありますから、現時点で石炭は無尽蔵に近いわけでありまして、世界全体の埋蔵を考えると、これからのエネルギーの中心になるわけでありまして、これからの特に石油危機以降における中心になるわけでありまして、石炭をそのまま使うということがやっぱり一番有効であると、アメリカあたりでもこういう結論のようでございします。でありますから、そのまま使って、その場合に公害対策を十分やっていく、こういうことはこれからの中心課題でなからうか。液化、ガス化といましても時間がかかり、コストが高いものにつくというところでありまして、これは企業化ということもなかなかむずかしい、こういうふうな理解をいたしております。

○竹田現照君 この問題は、石炭問題に関連するのは明後日対馬委員の方に譲ることにして、資金需要の問題について移りますが、審議会の試算では、いうところの五十年前半約五兆円の資金

不足というものをほとんど社債で依存しようとしております。この意見書にもありますように年率一九・%。五十二年以降も、従来の拡大テンポから見て年率二〇%程度が無理がないというふうなことを見込まれると、こう書いてあります。しかし一面、政府が多額の国債を長期にわたって発行しようとしているわけですが、そうならないりますと、公社債市場の環境変化、あるいは債権者の保護の観点などから電力会社の自己資本の比率を考慮した場合、こうまで社債に依存するということがちょっとオーバーなような気がするのですが、その点はいかがなものか。

それから、毎年度初め、通産、大蔵両省が協議して社債の発行額、電力債の起債額というものを決定しているわけですが、毎年どの程度の起債を認める考え方が両省間において話が進められているのか、詰まっているのか、この点二つあわせてお伺いいたします。

○政府委員(増田実君) 今後の社債の発行の計画でございしますが、これは今回の御審議いただいております限度の拡大をお認め願ったということになりますと、大体今後年率二〇%で発行する計画になっております。もちろん今後の設備投資のための必要の資金というものを、社債だけによつて、社債の増だけによつて賄うべきではございませんので、やはり内部資金あるいは増資、それから借入金、それから一番初め先生から御質問のありましたいわゆる財政資金の投入という各種の資金手当てというものによりまして、今後の需要に見合う設備投資を行うべきだと考えておりますが、その中でも社債に期待するところは非常に大きいわけでございします。年率二〇%というものが可能かどうかという点につきましては、過去の社債につきましましては、昭和四十六年におきまして起債条件の弾力化が行われまして、これによりましては年率一九%で伸びております。これから見ますと、今後の二〇%ということは決して過大ではない。大体全部の事業債の伸び率というものと並行

して伸ばすという考えでおるわけでございします。

それから、もう一つ御質問がございました大蔵省との社債につきましましての調整と、今回の電気事業あるいはガス事業の社債の発行につきましましては、これは事前に調整をいたしております。本年度につきましましては、国債あるいは地方債というものが相当増発されるわけでございしますが、これとの競合関係の問題がございします。これにつきましても現在、つまり昭和五十一年、五十二年と見ますと、いわゆる国債あるいは地方債というものは大体金融機関引き受けになっておりまして、個人引き受けという率が非常に少ないわけでございします。この電力債につきましましては、実績では大体六割五分から七割というものが個人引き受けになっておりますが、それから見ますと、国債、地方債が増発されますが、現在の金融情勢あるいは景気の回復状況の中におきまして、この二〇%ずつ増発するということにつきましては可能であるし、まあ問題ないということで、大蔵省との調整も終わっております。

○竹田現照君 電力会社の増資コストは、一〇%の無償配付、配当なしの場合でも一七・五%だと言われているが、社債コストが九・六三%の差だけ資金調達コストが安くなって、世間ではもうそれだけ電気料金の値上げが少なくて済む、そういうことが期待されるんだということを言われておりますが、そういうふうな理解していいのか、悪いのか。

それから、もしそういうふうな理解していいんだとおっしゃる場合は、それではこの特例法制定後、電気料金値上げ等に具体的にどれだけ圧縮されるのか。たとえば、毎年一兆円起債を認めた場合、その七・八七%に当たる七百八十七億円は増資した場合よりは経費が節約できる。その分だけ値上げをしなくても済むとすれば勘定になるんだ、こういうことを言われていますが、そういうふうな理解していいですか。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕
○政府委員(増田実君) 社債と、それからいわ

ゆる増資資金によって資金を賄う場合につきましては、これは相当大きな差がございまして、増資資金の方のいわゆるコスト、資金コストというもののについては、これは払います税金を含めるとまあ一七％を超えるということになりますから、社債を発行しないで全部増資で賄うということになりますと、これは相当膨大な差が出るわけでございます。これは計算上そういうことが出てくるわけでございますが、現実には、電力会社が大幅増資を毎年行つて、これで社債にかえて資金調達するということは、現在のその増資可能性から言ひましては、これは不可能でございまして、今後の十年間として増資について考えておりますのは、大体毎年平均して一割ないし一割二分の増資をするということとで考えております。ですから、二年間に一回二割増資を行うというようなテンポで増資を行うということになっております。

いま申し上げましたようなことから、社債というものによって資金を調達いたしますのと、増資によって調達いたしますのとは相当大きなコストの差がございまして、現在申請が出ております四社の電力料金の算定につきましては、これは社債で賄うということになっております。もちろん、今回の法律の御審議を御覧願ひなれば、これは社債の発行が不可能になりますと、増資によって賄うかあるいは融資によって賄うかということをせざるを得ないわけでございますが、増資にいたしましても融資にいたしましても、社債よりはコストが高くなる。ことに増資の方は七・八％高くなるわけでございますから、それによりまして、むしろ原価としてはふえるという計算上の結果が出てくるわけでございます。

○鈴木力君 関連して一言だけ確かめておかないと全体の審議にちよつと影響があると思ひますから、竹田委員の質問に対しての先ほどの長官の御答弁の中に、電力債の消化が個人消化に大部分分けると。それを大蔵省やその他の関連の中の御答弁で、国債、地方債は金融機関が引き受けるから競

合しない、心配がないという趣旨の御答弁があつたと思う。ところが、国債のいまの財特法なんかの審議で、一方では政府側の方は、将来の償還の見通し等も含めて個人消化に全力を注ぐという答弁をしていて、説明を。ところが一方では、こちらは国債の方は金融機関が引き受けるから差し支えないという説明をし、大蔵委員会では、国債の金融機関の引き受けよりも個人消化の方に全力を注ぐという説明をしておると、政府全体のこの法案としては統一がとれない。もし長官の御説明がうそであつたとすれば、個人消化の方が安心だという説明は言ひ直さなければいけない。そこをはっきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 先ほどの私の答弁に正確であるいは若干問題点がございまして御指摘を受けましたわけでございますが、昭和五十一年度におきます消化につきましては、電力債につきましましては大体七割ぐらいが個人だと思ひます。それから国債につきましましては、従来の実績では大体五割から六割が個人でございまして、大部分が金融機関でございまして、将来の問題といたしましては、いま鈴木先生から御指摘ございましたように、国債についても個人消化というものを相当大幅にふやすということになっております。そうなれば、この電力債と国債との間の個人消化につきましましては競合が出てくるということは御指摘のとおりでございます。

そういうことでございますが、ただ、電力債を今後大体年率二〇％というの、過去の実績から見ましても今後の見通しから見ましても決して、電力債だけが今度枠を広げることをお認め願つて、そしてほかとの競合をしなげらう出すということではないということをお願い申し上げます。若干不正では、誤解の生ずるような答弁を申し上げましたことをおわび申し上げます。

○竹田現照君 大蔵省お見えになっていますが、最近の国債の消化状況を見ますと、新聞に伝えら

れるとおりに理解しますと、利回りだとかあるいはマル優、マル特か、そういうようなものから個人消化がなり伸びている。それで大蔵省との目算はずれたたという言ひが言われていまありますが、そういう現実から照らして、いまのエネルギーの長官等の社債との関連ですな、今後の消化見通しです、こういうものは大蔵省としてはどういうふうに見ておりますか。

○説明員(岡崎洋君) 大変申しわけございませんが、私は証券全体の資金需給関係の所管でございませんで、責任を持った御答弁はできる立場でございませんで、御了承いただきたいのでございませんで、一般的に申しまして、国債の個人消化ということが最近時点で予想以上に伸びておるといふふうに聞いております。これは全体的に金融情勢がかなり緩んでおるといふようなことも反映してはおりますけれども、全体的に成長率が落ちてきてはおりますけれども、国民全体の所得水準等は徐々に上がつておりました、金融資産の多様化という感覚が個人にも非常に強くなつてきておる。そういうことから、債券類に対する資産選好というものが強くなつておりました、ふえてきておるんじゃないかというふうに考えております。

電力債につきましましては、昔から個人消化ということに努めておられまして、安定的な個人の消化層というのがあつたことは事実でございまして、これは今後とも大きく広がっていくだろうというふうに思ひます。したがつていまして、将来、電力債とその他の公共債とがどういふふうになつていくかというの、時々の金融情勢、資金需給の問題と絡み合ひながら、しかし、両方基本的には並立しながら量がふくらんでいくというのが一般的な傾向ではないかというふうに存じております。

○竹田現照君 岡崎さんは専門でないから、じゃ、あさつて私の方の対馬委員の質問のときに、通産、大蔵のこの問題についての見通しをしつかり意識統一をして返事をしてください。これは財特法の審議にも関係がありますから、食い違つておつたのではあれですか、財特にちよつと問題

がある答弁にもなつていますから。それから、資金コストが安くなるということの

そろばん勘定にはなるうかと思ひますが、いまの株式市場の事情等を――私は株は全然知りませんが、六、七億円の増資という言ひが、電力会社が五、六億円の増資という言ひが、ちよつと実現不可能な数字だと私は思ふんです。とすると、電力会社が増資もしないで大量の社債を発行するということ、勢い自己資本比率が著しく下がることになるわけですね。そういうことになると、社債の発行限度というもののもののおのずからこれは限界が出てまいります。それで、通産省が実際に自己資本比率を三五％以上に維持させると、そういうことを指導する考えがこの意見書に出ていまして、私が言うような見通しだ、と、こういうことになつて、皆さんはそれでないとおっしゃるかもしれませんが、私はいまの動向からいって困難だと。そうすると、この比率というものは通産省の指導にもかかわらず低下する。低下すれば社債の発行限度額もおのずから限界が出てくる、こういうふうに思ひますが、この点はどうでしょう。

○政府委員(大永勇作君) 先生がいま御指摘になりました三五％程度を維持するという考え方をとつておりますのは内部資金ということでございます。これの主たる中身はいわゆる減価償却費になるわけでございます。それで、増資の手取り額も確かに自己資金の内数になるわけでございますが、増資につきましましては、今後資本市場の動向から見まして、大体年一割つまり二年に一度二割増資をやるか、三年に一回三割増資をやるかという辺が大体限度ではないかという見方が一般的でございまして、この中におきましても、五十年から五十五年までは年一割増資ということとで考えておるわけでございます。しかし、先生御指摘のようになり、やはり自己資本比率というものは著しく低下するということは非常に問題でございまして、五十五年以降につきましましてはせつかくの努力をい

たしまして、増資率を年率一割二分程度にいたしまして、六十年代末におけるいわゆる自己資本比率が少なくも一割を割らない、それだけはどうしても割らないようにしようという考え方で計算をいたしております。

○竹田現照君 六十年度末一割というのは、これは自己資本一〇％と、そこまで落ちてても仕方がない、そういうふうなことでいいですね。

○政府委員(大永勇作君) 現在、自己資本比率が電気の場合で一七％余りでございますが、大体それが今後一割程度まで落ちることはやむを得ないだろうというふうな考え方でございまして、

○竹田現照君 そうすると、電力会社というのは、これは社債だつて借金ですからね。すると、大半が借金によって行われるというふうなことになると思いますが、私は先ほど、この社債によって電気料金等の値上げも圧縮できるといふのかということについて、ちょっと例を挙げてお尋ねしましたけれども、そういうふうな自己資本比率というものが極端に、一割程度に落ちてしまふということになると、結果的にそういうものが借金の返済になるわけです。社債はしてもその何割かは返済していかなくちゃいかぬから、償還していかなくちゃいかぬから。そうすると、最初の方にも質問いたしましたけれども、消費者の方に結局電気料金の引き上げというふうなことが、償還の金その他の問題も含めて、資金調達面からはね返ってくるということになってしまふのではないかと、そう思うんですが、これは間違いないですか、当然でないですか。

○政府委員(大永勇作君) いまの自己資本と申しますのは、いわゆる資本金になるわけでございますが、この資本金に對しましては、現在大体八割から一割の配当をしておりますが、仮に一割の配当といたしますと、先ほど御説明申したかと思ひますが、配当分につきましては法人税がかかりますので、実質的な資金コストといひますのは一七・五％ぐらいになるわけでございます。社債の

方は、発行者利回り大体九・六％程度でございますので、資金コストといたしましては、社債の方が増資でやる場合よりも低いということでございます。その意味から言ひますと、料金の面から言ひますと、社債で資金調達をしていった方が資金コストは若干安くなるということが言えるのではないかと、こういふふうに考えております。

○国務大臣(河本敏夫君) ちょっと、いまのお話につきましては基本的な考え方を申し上げたいと思ひますが、社債は、いわゆる純粋の意味での自己資本ではございませんが、借入金の中では非常に安定した資金である、そういう意味におきまして自己資本に準ずるものである、こういうふうな理解をされておるわけでありまして、

それからもう一つ、先ほどの御質問は、どんな社債を発行しておると、そのうちに返済期限が来るじゃないか、その返済金は電気料金の値上げでやるのではないかと、当然そういうふうな理解できるとのお話でございますが、電気料金を決めます場合は、これは電気事業法で、企業は能率的な運営をしておるかどうかということ、それからもう一つは、厳密な意味でのコスト計算ということをしていまして電気料金を決めるわけでございます。借入金の返済というふうなものまで電気料金に入れることは絶対ございません、それは法律違反でございますから。そういうことはいたしませんで、社債の期限の来たもので返済能力が仮にないというふうな場合には、借りかえとか、そういうことはそれはあり得ますけれども、料金だけでこれを処理すると、そういうことではございませんで、料金の計算は別途厳密な基準に従つてやる、こういうことでございます。

○竹田現照君 ちょっと私はその点は、いまの御答弁に納得しないんですが、ただし、はね返らないとしても、そういう社債を次からやっても返還をしていくわけだから、その部分、たとえば一兆円社債を発行したとしても返還がかなり出てくると、当初の資金調達計画というものは狂ってくるんじゃないですか、それはやっぱり、一兆円

のうちまあ三千億償還して七千億見込んだとしても、自己資本がだんだん少なくなつてくるわけだから、その点が、償還が多くなると資金調達のこの六十年までの見通しというものが狂う結果にならないかと、これはまあ素人なりに思ひますよ。

○政府委員(大永勇作君) 御指摘のように、社債で発行いたしましたも、この償還分がございまして、その間は差があるわけでございますが、一応の見通しとしましては、五十一年から六十年までで社債の発行額は約二十兆円というふうな予定しておりますが、二十兆余りでございまして、そのうち償還をのけて手取りになりますのは大体十四兆円というふうな計算にいたしております。

○竹田現照君 そうすると、先ほど大永さんお答えになったように、自己資本比率がまあ一〇％以下がたとしてもいまのこの計画には支障がないと、そういうことでこの計算をしてると、そう理解していいんですか。

○政府委員(大永勇作君) おっしゃるとおりでございます。

○竹田現照君 それでは、ちょっと時間のあれがおりますから、先を急ぎますが、今度のは九電力と、ガス会社も大手四社だけですが、この特例法の対象になるのは、中小の方は社債を出していませんからね。そうすると、その他のガス会社、中小のガス会社というふうなものは今後どういふことになるのか。それには財政資金投入とか何とかというところでその点の方の解決を図っていくのですか。いまこれ対象になるのは、理解する限り、東京、大阪、東邦、西部、四つのガス会社だけだと思ひますけれども、間違ひですか。

○政府委員(大永勇作君) いわゆる公算債を発行しておりますのは先生いま御指摘の四社でございますが、そのほかに中小ガスで三社ほど縁故債を出してある会社がございます。こういう縁故債を出してある会社につきましては、この社債の発行限度の特例が当然適用される、生じることになるわけでございますが、現在ガス会社は二百五十数社でございますので、まあその二百四十数社のその他の中小ガスについてはそれではいかなる資金対策をとるかということでございますが、これにつきましては政府といたしましては、今後財政資金のやはり投入ということを中心と考えていくべきではないかというふうな考え方をしております。現在でも北東公庫及び開発銀行の地方開発融資枠等によりまして相当額の融資が行われておりまして、私営の中小ガス事業者で現在財政資金の占める比率が大体二三％ぐらいということで、過去に比べますと相当上がっておりますが、今後ともこの点につきましては十分考えていきたい、こういうふうな思ひをしております。

○竹田現照君 この大蔵省の法人企業統計によりまして、ガス事業の中で資本金十億以上の十社は純益を計上してありますが、五千万から一億の会社、一億から十億の会社は大体大幅な赤字を計上してあります。会社名はあれですが、ある会社のうちに、資本金三億二千四百万円の会社が一億八千三百万の赤字を出して、そういうところもある。となつてくると、これは一般の会社であれば当然倒産ということですが、か、あるいはまた会社更生法の適用というふうなことになるんですが、そういう状態の中小ガス会社というのは非常に多いと思ひますけれども、いまお話がございましたような、そういう中小ガス会社の資金調達に財政資金というお話でありましたが、具体的にどういふふうにお話ですか。それで私は冒頭に大蔵省にお尋ねしたのは、電力、ガスの開拓あるいは北東公庫等からの融資の問題についてお尋ねしておたわけですが、ですから、大手のところはある程度社債その他の問題であるいは開拓融資その他の問題も解決できる面があるかと思ひますけれども、中小ガス会社等については、余り金

を逼迫させますと事故がまた出てきますからね、無理をして。そうなってくると、そういうガス会社が多いだけに私は大変心配をするわけです。本当にこの財政資金等の投入がなければ、これは借金だっておのずから限度がある。そういう点で大変心配ですから、特例法のうち外にあるそういう公益、もうやっぱり公益事業には間違いないわけですから、そういうことにはどういう手だてをするのか。

○政府委員（大永勇作君） 従来中小ガスに対しては、す北東公庫、開発銀行等の融資につきましては、いわゆる設備の近代化というところに重点を置いておったわけでございます。すなわち供給圧力を維持いたしますとか、そういったような設備の改善に重点を置いておったわけでございますが、先生御指摘のように、中小ガスの経営というのはなかなかむずかしいわけでございまして、今後の方向としましては、広域運営あるいは共同でやるというふうな体制整備の方にやはり相当重点を持っていく必要があるんじゃないかということで考えております。それに対します開発銀行の融資等につきましても、新たにそういった制度を設けて今後推進してまいりたい、こういうふうと考えております。

○竹田現照君 大蔵省、それじやいいです。先ほど言ったのをあさつての答弁のときにあわせてやってください。

この社債限度の拡大によって、それじゃ一般の株主に対する影響、株を持っているいわゆる株主、これには影響というものは出てこないのか、この社債の発行限度の拡大によって。その点は通産省、どういふふうにお考えになっておられるか。

○政府委員(大永勇作君) この株価の問題、いわゆるキャピタルゲインという問題と、それから配当の問題というのがあるかと思いますが、この株価なりあるいは配当の問題につきますと、いわゆる資本市場の大きさを無視してといいますか、大きき以上に増資を強行いたしますと非常に影響が

あるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、大体年率一割程度の増資をやっていくということであれば、いまの株価の問題あるいは配当率の問題等に悪影響はないのではないかと、というふうに考えております。

○竹田現照君 それじゃ、この間も同僚の対馬委員からちょっと質問が若干ございましたから、重複する面もあろうかと思いますが、電気料金値上げに関連してちょっと伺いしておきますが、いま四社から値上げ申請が出ているところは御承知のとおりですが、この申請の基礎となる原価、電力、電力などへの個別原価割り振りの基礎数字、こういうものは一般に言われているように公表されてない、そういうことはね。電力会社というのは地域独占ですから、企業秘密にもおのずから限界があって、何でもかんでも企業秘密だと言って逃げるということは許されないと思うんですけども、この点が消費者なんかが一番疑問に思っていることなんです。いろいろな数字は出していい、いろいろと説明はされているけれども、知りたいことが公表されてない。この点についてひとつどうお考えになっていますか。

○政府委員(増田実君) この四月の初めに四社からの電力料金改定の申請が出ております。これににつきましては、物価に与える影響あるいは家庭の産業に対する影響その他、非常に大きい問題がございます。ところが他方におきましては、昭和五十一年度、五十二年度におきますいわゆる総括原価、電力を供給いたしますためにかります総費用というものが、電力料金では賄い切れないという事態も出ているということで申請が出ておるわけでございますが、この電力料金の引き上げにつきましては、いま先生から御指摘がありましたように、値上げをせざるを得なかったという内容についてはできるだけ説明すべきだということに私も考えております。そういう意味で、電力料金の認可をいたします際にはできるだけの説明をするということ、やはりこれの影響を受けます消費

費者あるいは産業界の理解を得られるように努力
いたしたいと思います。

また現在申請中のものにつきましては、この申請内容、それから各種の経理内容その他、できるだけ業界の方にもこれを公開するようにということやっております。企業について全部公開するということは、これは私企業でございますので、一定の限度がありますが、やはり先ほど冒頭に申し上げましたように、電力料金というものは非常に需要者側の方々には影響を受けるわけでございますから、納得を得られるようにできるだけの努力をするということで、その説明に努めるといふのが基本方針でございます。

○竹田現照君 この委員会でもたびたび過去にも質問がございましたが、電気事業の効率的な運営という観点から現在の——これは大臣にお答えをいただいた方が一番いいんだと思うんですが、九電力体制というものに問題があると、そういうことをたびたび言われていますけれども、電力料金一つとっても、これは九州から北海道まで住むところによってこの負担が違うわけです。だから、それは勝手に住んでいるといえればそれまでです。

れども、これは日本列島のように長いところになるとおのずから気象状況その他が全部違ふわけですから、その使用その他についても相違が出てくることは当然なんです。住むところによって片方は高く、片方は安いと、こういういろいろなものにつなぐことも等も関連をして九電力体制というものがつ

いて検討を加へるべき時期ではないか、あるいは総合を考えたかどうかというようなことはしばしば質問をされてきたんです。この点については、まあ、いまそんなことは考えてないというふうには答えられるんですけども、そういう決まりに文句じゃなく、やっぱりひとつ真剣に考えていい時期だと思ふんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在の電力事業は、九電力とそれから電源開発会社を基軸としたしまして運営されておるわけでありますが、現在までのところ、通産省といたしましては十分その仕事を

しておると思います。使命を果たしておると思えております。ただ、御指摘のような問題点もございますので、統合は考えておりませんが、広域運営ということを今後積極的にひとつ考えていきたい、こういう点を十分研究をしていきたい、こう考えております。

○竹田現照君 最後の質問をしますが、いまお答えがあった広域運営、これはいろいろと言われていますけれども、余り成果が上がっていないようですが、電力の融通だけでなく、立地の問題、投資面、こういう問題も含めてその広域運営という問題について対処していくべきではないか、そういうふうにか考えるのですけれども、この点はどうなのかお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 今後は、いま御指摘の
ような点も十分配慮いたしまして広域運営問題を
検討いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案に対する本日の質
問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします
午後零時十分散会

五月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十日)

一、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

二、「中小企業分野確保法の早期制定に関する諸願（第四九七九号）（第五二八五号）（第五二八六号）（第五二八七号）（第五二八八号）（第五二八九号）（第五二九〇号）（第五二九一号）（第五二九二号）（第五二九三号）（第五二九四号）（第五二九五号）（第五二九六号）（第五二九七号）（第五二九八号）（第五二九九号）（第五三〇〇号）（第五三〇一号）（第五三〇二号）（第五三

第五三〇〇号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 岐阜県海津郡海津町瀬古二一〇
森川徹男外三十六名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇一号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 岐阜県養老郡養老町高田松山町六
二五ノ五 波谷友太郎外三十五名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇二号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 宮城県仙台市大槻一三ノ四四 斎
藤之弘外二十一名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇三号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 宮城県仙台市宮町四ノ五ノ二四
葛西重吉外二十七名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇四号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 川崎市中原区丸子通一ノ六四五
山本角次郎外三十三名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇五号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 福岡県三井郡大刀洗町富多一、三
一九 中村寿光外三十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇六号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 東京都世田谷区上馬五ノ八ノ二
横溝頼佑外三十九名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇七号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 福岡市東区大字唐原五四六 森律
子外三十二名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇八号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 神奈川県海老名市柏ヶ谷一、一二
九 大貫喜直外三十九名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三〇九号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 茨城県水戸市末広町三ノ二ノ五
関昭三外三十九名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一〇号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 横浜市中区中村町三ノ二〇二ノ三
笠井国次外四十名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一一号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 横浜市中区睦町一ノ三三ノ八 長
島幸次郎外三十七名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一二号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 横浜市中区二葉町三ノ二〇 荻野
松男外三十二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一三号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 川崎市幸区戸手本町二ノ一九七
宮崎佑司外三十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一四号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 兵庫県姫路市飾磨区中島四一四

中地精正外三十九名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一五号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 福島市春日町八ノ三二 野部与志
雄外二十七名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一六号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 富山県東砺波郡城端町是安一、三
一三 山村正夫外四十名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一七号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 東京都新宿区住吉町二四 小宮山
勉外三十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一八号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願
請願者 東京都国立市東四ノ五ノ三一 内
海友一外三十九名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三一九号 昭和五十一年四月二十四日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する
請願

請願者 東京都立川市富士見町七ノ一〇〇

紹介議員 ノ二二 星野史郎外三十一名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二〇号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 富山市千石町二ノ一ノ八 坂越義造外三十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二二号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区東桃谷一ノ一九ノ七 鈴木倉治外四十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二二二号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区西桃谷一ノ一〇ノ一 三平沢一雄外三十七名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二三号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都八王子市子安町二ノ二ノ一 五守重茂外三十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二四号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願

請願者 山形市葉師町一ノ四ノ二〇 遠藤久仁雄外四十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二五号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 宮城県遠田郡南郷町二郷一六 成沢哲二外四十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二六号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区南蒲田三ノ七ノ二七 星登外三十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二七号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都八王子市元横山町三ノ一一ノ八 神山重子外四十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三八号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力四ノ二ノ一 五高橋房吉外四十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三二九号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区東桃谷一ノ一七ノ一 一古庄政雄外四十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三〇号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都立川市若葉町四ノ二ノ一三 石名坂清一外三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三一号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都国立市中二ノ三ノ二九 阿部勝郎外三十八名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三二号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都中央区月島三ノ一五ノ七 中島信吉外三十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三三三号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区新蒲田三ノ一九ノ七 遠藤義衛外三十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三四号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 広島市打越町一七ノ一 日野寛外三十六名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三五号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 富山県高岡市中田五、一〇〇 形川一郎外三十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三六号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区西桃谷二ノ一三ノ五 柳沢英一郎外三十九名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三七号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台一ノ八ノ一 〇下村弘二外三十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三八号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町二ノ二五ノ七 清水守外三十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三三九号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都立川市錦町五ノ一〇ノ一〇 藤原茂雄外三十五名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四〇号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町四ノ一三ノ二七 木村保外二十八名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四一号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都中央区月島二ノ七ノ一四 最首忠行外三十三名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四二号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区東横谷一ノ四ノ一五 田中民男外三十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四三号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四四号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 富山市山王町三ノ八 山下清一外三十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四五号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 福岡市博多区元町二ノ一二 山脇喜八郎外三十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五三四六号 昭和五十一年四月二十四日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区向丘二ノ一六ノ二 村野伊治外三十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五五六八号 昭和五十一年四月二十七日受理

「幌内炭鉱の再開確保と早期操業再開等に関する請願

請願者 北海道岩見沢市志文本町三条五丁目 江川茂外七百三十二名

紹介議員 小笠原貞子君

幌内炭鉱が爆発災害を引き起こした北海道炭坑汽船株式会社と同幌内炭鉱所に対し、次の事項を要求するとともに、民族エネルギー資源を発展させ、石炭産業の復興、産炭地振興に責任をもつ政府は、責任をもって、速やかに、これが実現を図るようになされたい。

一、坑内にとりのこされている労働者十三人の早期救出を確保すること。

二、幌内炭の再開を確保すること。

三、水没・揚水・作業再開・十三人の救出・操業再開についての見通しと具体的進行状況を労働者・家族に示すこと。

四、遺家族はもとより、労働者、中小商工業者など災害に伴い被害を受けたすべての住民に対する生活保証と営業を守る融資対策など万全の措置をとること。

理 由

幌内炭ガス爆発災害はヤマ元はもとより、三笠全域と住民に重大な影響を与えている。いまだ十三人の労働者は坑底にとりのこされており、幌内炭再開の見通しも明確にされていないことから今後の生活不安は極めて深刻である。賃金の大幅切下げ、下請労働者の他山への出向、中小商工業者の売上激減、自治体財政の逼迫による生活困窮者に対するしわ寄せなど、こうした生活・営業破壊は、卒業間近にひかえた子どもの高校・大学進学さえも断念させかねないものとなっている。

第五八八八号 昭和五十一年四月二十八日受理

「鉱害復旧促進の実施に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町竜徳 原田昭義外二百四十八名

紹介議員 星野 力君

筑豊の炭坑が姿を消し始めて約二十年になろうとしているが、石炭採掘による被害が、今なお放置されているので、この筑豊の再建のため、次の事項の実現を図られたい。

一、不適切な「金銭賠償」や「既復旧」物件を調査の上、再復旧すること。

二、鉱害復旧、長期計画の最終年度（昭和五十六年）までに、鉱害処理を基本的に完了すること。

三、昭和五十一年度の鉱害復旧費を大幅に増すこと。

四、昭和五十一年度から、鉱害復旧促進に必要な

関係法規改正に取り掛かること。

五、鉱害復旧工事に伴う地方自治体の負担をなくすこと。

第五九〇五号 昭和五十一年四月二十八日受理

「中小企業信用保険法に規定する倒産関連業種の再指定に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 松下逸雄

紹介議員 夏目 忠雄君

中小企業信用保険法に規定する倒産関連業種指定又は解除に当たって企業の実情に合った措置をとるとともに、当面、本県的主要産業である「電子機器用及び通信機器用部品製造業」を、倒産関連業種に再指定するよう強く要請する。

理 由

本県の中小企業は、低迷する不況の中にあって、早期回復に懸命の努力をしているが、昨年十二月三十一日をもって、中小企業信用保険法に規定する倒産関連業種の指定から「電子機器用及び通信機器用部品製造業」等が解除されたことは、回復期にあるこれら企業に極めて深刻な影響を及ぼしている。

第五九〇六号 昭和五十一年四月二十八日受理

「中小企業信用保険法に規定する倒産関連業種の再指定に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内 岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第五九〇五号と同じである。

第五九二一号 昭和五十一年四月二十八日受理

「景気回復対策の強化に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

政府・日銀は、昨年来第一次から第四次までの不況対策並びに公定歩合の引下げ等を実施してきた

が、基幹産業である鉄工業生産の伸び悩み、雇用不安の増大、失業者の増加等、景気は依然として低迷を続けており、憂慮に堪えないところである。よって、政府及び国会は、五十一年度本予算の速やかな成立を図り、景気回復対策及び雇用・失業対策の強化推進について特別の措置を講ぜられたい。

第五九二二号 昭和五十一年四月二十八日受理
中小企業対策の強化に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 池田善次

紹介議員 鈴木 省吾君

中小企業の経営安定のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一、中小小売店舗と大規模小売店舗との事業活動の調整を更に強化する等、中小企業の事業分野の確保を図ること。

二、大規模小売店舗等の進出に伴い、事業転換を余儀なくされる中小企業に対する融資制度等を充実強化すること。

三、国債、地方債の大量発行による公的資金需要の拡大が、中小企業に対する市中金融を圧迫しないよう措置すること。

理由

我が国経済は、個人消費・民間設備投資・輸出等が停滞し、戦後かつてない深刻な不況に直面している。特に中小企業は、企業倒産や事業縮小などが続発し、更には大企業の中小企業分野への進出などの影響を受けて、中小企業の経営環境は一段と厳しくなっている。

昭和五十一年六月二日印刷

昭和五十一年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T